

2026年7月22日

託送供給等約款の認可について

当社は、2026年6月24日、電気事業法第18条第1項^{※1}に基づき、「託送供給等約款^{※2}」の変更認可申請を経済産業大臣に行い、本日、当社申請内容のとおり認可されました。

今回の変更は、系統容量の長期間確保^{※3}を防ぐ観点から、国の審議会において整理された内容を託送供給等約款の供給条件に反映するために行ったものであり、主な変更内容は以下のとおりです。

○主な変更内容

1. 需要側の系統接続に係る手続期限の設定

「供給承諾から工事費負担金の入金までの期限を3カ月以内とし、期限が守られない場合は接続供給契約における当該地点の契約申込を解除すること」との整理^{※4}を踏まえ、その内容を託送供給等約款の供給条件に反映しました。

2. 需要側の技術検討に係る再検討を要する場合の扱い

「供給対策工事および技術検討結果に影響を及ぼす需要家都合による契約申込の不備または変更が発生した場合は、契約申込を取り消すこと」との整理^{※5}を踏まえ、その内容を託送供給等約款の供給条件に反映しました。

3. 発電等設備の系統接続に係る契約申込における事業用地使用権原提出の要件化

「非FIT／非FIP電源について、発電量調整供給契約の申し込みにあたり、連系承諾から2カ月以内に事業用地の使用権原を証する書類を提出することを要件とし、提出されない場合は連系予約を取り消すこと」との整理^{※6}を踏まえ、その内容を託送供給等約款の供給条件に反映しました。

○実施日

本日認可された「託送供給等約款」は、2026年10月1日から実施いたします。

- ※1 電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）
一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※2 小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する際の料金等の供給条件を定めたもの。
- ※3 工事費負担金の未入金や契約申込後の内容変更等により系統接続のプロセスが停滞している状態。

- ※4 第4回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（2025年9月24日開催）
- ※5 第10回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（2026年4月16日開催）
- ※6 第6回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（2025年12月24日開催）

以 上